（財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部改正）

第五十三条　財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和四十九年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

別紙第八号の二書式及び別紙第八号の三書式中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

（たばこ事業法施行規則の一部改正）

第五十四条　たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第十七号中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

（特別葬祭給付金国庫債券の発行交付等に関する省令の一部改正）

第五十五条　特別葬祭給付金国庫債券の発行交付等に関する省令（平成七年大蔵省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一号書式、第三号書式及び第四号書式中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

第六章　国際局関係

（外国政府の不動産に関する権利の取得に関する省令の一部改正）

第五十六条　外国政府の不動産に関する権利の取得に関する省令（昭和二十五年大蔵省令第百号）の一部を次のように改正する。

別紙書式中「昭和　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

（なお従前の例によることとされている旧地震保険に係る再保険金の概算払に関する省令別紙様式第三の読替え）

3　地震保険に係る再保険金の概算払に関する省令の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第五十六号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十九年一月一日前に締結した地震保険契約に係る同令による改正前の別紙様式第三の適用については、同様式中「平成　年　月　日」とあるのは、「令和　年　月　日」とする。

○国土交通省令第一号

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第三条第二項及び第七十条の規定に基づき、住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月七日

国土交通大臣　石井　啓一

住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令

住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年厚生労働省国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

○財務省令第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）附則第八十九条において準用する附則第五十七条第二項及び附則第五十八条第二項の規定に基づき、並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）及び同令を実施するため、財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月七日

財務大臣臨時代理　国務大臣　石田　真敏

国土交通大臣　石井　啓一

財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定事務取扱規則の一部を改正する省令

大蔵省

財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定事務取扱規則（昭和四十四年運輸省令第一号）の一部を建設省

次のように改正する。

別紙第一号書式及び第二号書式中「平成　年度」を「令和　年度」に、「平成　年　月分」を「令和　年　月分」に、「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改め、別紙第三号書式から別紙第五号書式までの書式中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に、「平成　年度」を「令和　年度」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省・農林水産省令第一号

大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十三条の規定に基づき、及び同法を実施するため、大麻取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月七日

厚生労働大臣　根本　匠

農林水産大臣　吉川　貴盛

大麻取締法施行規則の一部を改正する省令

大麻取締法施行規則（昭和二十三年厚生省農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「平成」を「令和」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の大麻取締法施行規則別記第三号様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の大麻取締法施行規則別記第三号様式によるものとみなす。

2　旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

厚生労働大臣　根本　匠

国土交通大臣　石井　啓一